

国家税務総局令第 22 号

《増値税一般納税人資格認定管理弁法》は既に 2009 年 12 月 15 日国家税務総局第 2 次局務会議を審議通過し、ここに公布し、2010 年 3 月 20 日より施行する。

国家税務総局局長：肖捷
二〇一〇年二月十日

増値税一般納税人資格認定管理弁法

第一条 増値税一般納税人（以下、一般納税人という）資格認定管理を強化するために、《中華人民共和國増値税暫定条例》及びその実施細則に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 一般納税人資格認定及び認定以降の資格管理は本弁法を適用する。

第三条 増値税納税人（以下、納税人という）は、年課税販売額が財政部、国家税務総局が規定する小規模納税人の基準を超過する場合、本弁法第五条の規定を除き、主管税務機関一般納税人資格認定を申請しなければならない。

本弁法でいうところの年課税販売額とは、納税人が連続 12 ヶ月を超えない経営期間内における累計増値税課税販売額を指し、免税販売額を含む。

第四条 年課税販売額が財政部、国家税務総局が規定する小規模納税人基準を超えない及び新規開業した納税人は、主管税務機関に一般納税人資格認定を申請することができる。

申請を提出し且つ以下の条件に合致する納税人は、主管税務機関で一般納税人資格認定を行わなければならない。

（一）固定した生産経営場所を有する。

（二）国家が統一した会計制度の規定に従って帳簿を設けることができ、合法、有効証憑に基づいて計算し、正確な税務資料を提出することができる。

第五条 以下の納税人は一般納税人資格認定を行わない。

（一）个体工商戸以外のその他個人。

（二）小規模納税人に従って納税することを選択する非企業性単位。

（三）小規模納税人に従って納税することを選択する課税行為が常に発生しない企業。

第六条 納税人はその機構所在地の主管税務機関に一般納税人資格認定を申請しなければならない。

第七条 一般納税人資格認定の権限は、県（市、区）の国家税務局または同給別の税務分局（以下、認定機関という）にある。

第八条 納税人は本弁法第三条の規定に符合する場合、以下の手順に従って一般納税人資格認定を行う。

（一）納税人は申告期限完了後 40 日（営業日、以下同じ）以内に主管税務機関に《増値税一般納税人申請認定表》（付属文書 1 を参照、以下申請表という）を送付し、一般納税人資格認定を申請する。

（二）認定機関は主管税務機関が申請を受理した日より 20 日以内に一般納税人資格認定を完成し、そして主管税務機関により《税務事項通知書》を作成、送達し、納税人に告知する。

（三）納税人が規定期限内に一般納税人資格認定を申請しない場合、主管税務機関は規定期限完了後 20 日以内に《税務事項通知書》を作成そして送達して、納税人に告知する。

納税人は本弁法第五条の規定に符合する場合、《税務事項通知書》を受け取ってから 10 日以内に主管税務機関に《増値税一般納税人不認定申請表》（付属文書 2 を参照）を送付し、認定機関の批准を経た後に一般納税人資格認定を行わない。認定機関は主管税務機関が申請を受理した日より 20 日以内に批准を完了し、そして主管税務機関により《税務事項通知書》を作成、送達し、納税人に告知しなければならない。

第九条 納税人は本弁法第四条の規定に符合する場合、以下の手順に従って一般納税人資格認定を行う。

（一）納税人は主管税務機関に申請表を記入し、そして以下の資料を提出する。

1. 《税務登記証》副本
2. 財務責任者及び弁税人員の身分証明及びそのコピー
3. 会計人員の従業資格証明または仲介機構と締結した代理記帳協議及びそのコピー
4. 経営場所の権利証明または賃貸協議、またはその他の使用可能地証明及びそのコピー
5. 国家税務総局が規定するその他関連資料。

（二）主管税務機関はその場で納税人の申請資料を突合し、突合一致を経て且つ申請資料がそろっており、記入要求に合致している場合、その場で受理し、《文書受理受取票》を作成し、そして関連資料の原本を納税人に返却する。

申請資料が揃っていないまたは記入要求に合致しない場合、その場で納税人に補充すべき全ての内容を告知しなければならない。

（三）主管税務機関は納税人の申請を受理した後、必要に基づいて実地検査を行い、そして検査報告を作成する。

検査報告は納税人の法定代表人（責任者または事業主）、税務検査人員の共同署名（印鑑）して確認する。

実地検査のとき、二名または二名以上の税務機関工作人員が同時に現場にいなければならない。

らない。

実地検査の範囲及び方法は各省税務機関により確定しそして国家税務総局に備案する。

(四) 認定機関は主管税務機関が申請を受理して 20 日以内に一般納税人資格認定を完成し、そして主管税務機関により《税務事項通知書》を作成、送達して、納税人に告知しなければならない。

第十条 主管税務機関は一般納税人の《税務登記証》副本の“資格認定”欄内に“増値税一般納税人”のスタンプを押捺しなければならない(付属文書 3)。

“増値税一般納税人”のスタンプは赤色で、印鑑の形は国家税務総局が制定する。

第十一条 納税人は認定機関が一般納税人と認定した翌月より(新たに開業する納税人について主管税務機関申請を受理した当月より)、《中華人民共和國増値税暫定条例》第四条の規定に従って要納税額を計算し、そして規定に従って増値税専用発票を刻乳受領、使用する。

第十二条 国家税務総局に別途規定がある場合を除き、納税人は一旦一般納税人の認定を受けた後、小規模納税人に転換してはならない。

第十三条 主管税務機関は一定期限内に以下の一般納税人に納税指導期管理を行うことができる。

(一) 本弁法第四条の規定に従って新たに一般納税人に認定される小型商貿卸売企業。

(二) 国家税務総局が規定するその他一般納税人。

納税指導期管理の具体弁法は国家税務総局により別途制定される。

第十四条 本弁法は 2010 年 3 月 1 日より執行する。《国家税務総局：〈増値税一般納税人申請認定弁法〉を印刷公布することに関する通知》(国税明電〔1993〕52 号、国税発〔1994〕59 号)、《国家税務総局：増値税一般納税人申請認定弁法に関する補充規定》(国税明電〔1993〕60 号)、《国家税務総局：〈増値税一般納税人年度審査弁法〉の印刷公布に関する通知》(国税函〔1998〕156 号)、《国家税務総局：増値税税額控除偽造防止システムを使用する増値税一般納税人の資格認定問題に関する通知》(国税函〔2002〕326 号)は同時に廃止する。

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/吳明憲)